

STOP!

しない させない

過積載



兵庫県過積載防止対策連絡会議

- 神戸運輸監理部兵庫陸運部 ■ 兵庫県 ■ 兵庫県警察本部
- 近畿地方整備局兵庫国道事務所 ■ 近畿地方整備局姫路河川国道事務所
- 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 ■ 神戸市 ■ 西日本高速道路株式会社
- 阪神高速道路株式会社 ■ 兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関



(一社) 兵庫県トラック協会

事業者のみなさんへ

過積載運行は事業許可の取消につながり、荷主、従業員との信頼関係や社会的信用を失うこととなります。

悪質な場合は事業許可の取消処分が行われることもあります！

事業用自動車の行政処分の例



トラック運送事業者に対する処分基準

貨物自動車運送事業法

以下の表の基準により、車両停止処分が行われます。

過去 3 年以内の過積載による 運送の引受	初 回	2 回 目	3 回 目 以 降
過積載の程度が5割未満のもの	10日車 × 違反車両数	20日車 × 違反車両数	40日車 × 違反車両数
過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車 × 違反車両数	40日車 × 違反車両数	80日車 × 違反車両数
過積載の程度が10割以上のもの	30日車 × 違反車両数	60日車 × 違反車両数	120日車 × 違反車両数

事業者の みなさんへ

車両の総重量、軸重、高さ、長さ、幅のいずれかが超過していた場合、車両制限令違反として超過した場合に応じて違反点数が付与されます。

平成29年4月1日から、高速道路会社において、車両制限令違反者への措置が厳しくなりました。

- 1 重量超過等に対する違反点数の付与
- 2 軸重超過に対する違反点数の設定
- 3 違反点数の累積期間を2年間拡大 等

従来より違反点数が累積しやすい状況に

違反点数が累積すると、高速道路料金の割引停止やETCコーポレートカードの利用停止の事態に

トラック運送事業の経営や円滑な物流への影響が懸念されます

違反は未然に防ぐことができます

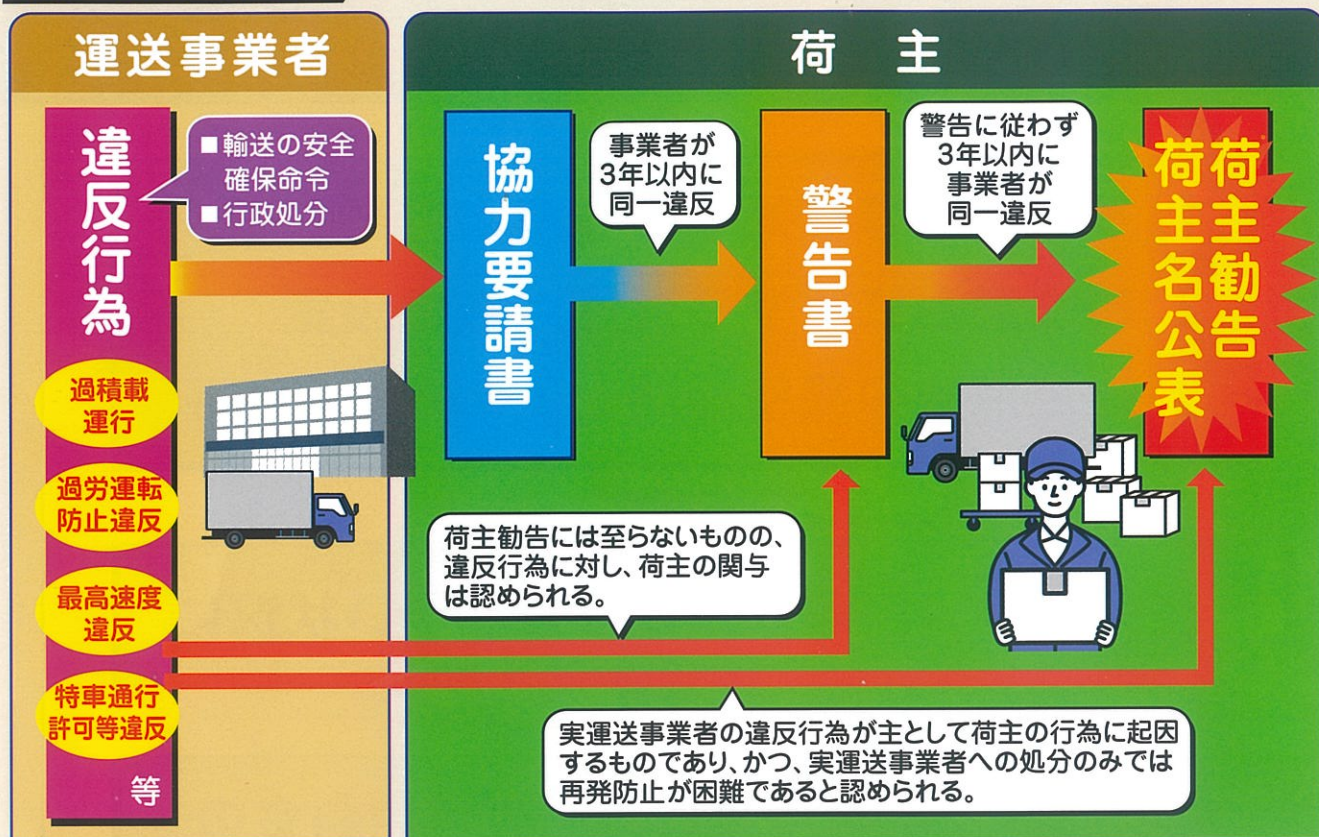
荷主の みなさんへ

トラック運送事業者が法令を遵守し、安全で良質なサービスを提供していくためには、荷主がムリな発注条件を提示することがないようご協力いただくことが不可欠です。

また荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及されます。

※荷主とは真荷主のほか、下請事業者に対する元請事業者等利用運送事業者も含まれます。

荷主勧告制度



(道路交通法) 過積載車両の運転の要求等の禁止



ご存じですか?

トラックの最大積載量とは?

トラックの最大積載量とは、車検証の最大積載欄に記載された重量で、この重量を超えて積載することはできません。

最大積載量は同じ形をしたトラックでもさまざまな装備を行うことにより異なることがあります。

例えば、平ボデー車で通常、最大積載量が4トン（いわゆる4トン車）でも

以下の装備を行うと最大積載量は2.5トン程度になります。

- 燃料タンクの増設
- ユニック装備、ウィング、冷蔵冷凍機の装着

